

## 会 議 記 録

会議名称	杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会(令和3年度第1回)
日 時	令和4年1月11日(火) 午後2時06分～午後3時59分
場 所	中棟4階 第2委員会室
委員出席者	遠藤雅晴、鹿野修二、大和田劭、福川康、藤田洋二、水野武子、小林三郎(以上敬称略)
幹事出席者	白井教之、土田昌志、原田洋一、山田恵理子、笠真由美
委員欠席者	山田滉、高橋博、半田明子、明石文子、石川敦子(以上敬称略)
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会長あいさつ</li> <li>2 委員自己紹介</li> <li>3 議題               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録増に向けた仕組み</li> <li>(2)乳幼児・妊産婦のための避難生活等</li> </ol> </li> <li>4 その他</li> </ol>
資 料	資料1 災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿 資料2 地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録増に向けた仕組み ・別紙1 地域の手登録者推移 ・別紙2 地域のたすけあいネットワーク個別避難支援プラン用紙 資料3 乳幼児・妊産婦のための避難生活等 ・別紙1 第二次救援所班(マニュアル)(救援隊本隊行動マニュアル一部抜粋) ・別紙2 「災害への備え」

座長	<p>皆さん、改めまして、明けておめでとうございます。2年ぶりですかね、この第一部会ということでございますが、今朝NHKの「おはよう日本」という番組を見ておりましたら、外国人の災害対策について特集したニュースがございました。なかなか難しい課題はあるんですけども、災害時要配慮者という条件に一部の外国人はそういう当てはまるということで、たしか今日のニュースでは前橋市がいろいろ力を入れて取り組んでいるという報道でございました。</p> <p>今年は阪神大震災から27年が経過しまして、やはり杉並区でもあのとき、阪神大震災、阪神・淡路で随分いろいろな教訓を学びました。やはり我々が今こうやってこの部会を開いて、いろいろな観点から災害時要配慮者の問題について検討を重ねているのも、元はと言えば27年前の阪神・淡路大震災の経験といいますか教訓というのが、杉並区でどういうふうにかかしていけばいいのかと、こういう課題があるというふうには私は認識しております。</p> <p>今日は何せ2年ぶりですので、今までどういう検討経過をといえますか、そういう経過があったのかも、皆さんも私も含めて、いまいはっきり覚えていないところもあるとは思いますが、議事進行については事務局のほうからいろいろ説明をしていただきながら、皆さんの忌憚のないご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、この第一部会の委員で、異動といいますか、事務局側も含めて、新しく委員になられた方、事務局の異動の関係の方、職員にも、全員簡単な自己紹介ということでお願いしたいと思います。どちらからがいいですかね。</p>
副座長 座長 委員 委員 委員	<p>鹿野会長からお願いします。</p> <p>どうも。よろしくお願いいたします。</p> <p>杉町連の鹿野です。よろしくお願いいたします。</p> <p>民生委員児童委員協議会の福川です。よろしくお願いいたします。</p> <p>相談支援事業所なでしこの藤田です。特別養護老人ホームと障害者支援設備のマイルドハート高円寺に併設された事業所になります。よろしくお願いいたします。</p>
座長 副座長 委員 委員 座長 副座長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>じゃあ、小林委員、お願いします。</p> <p>井荻中学校震災救援所的小林です。よろしくお願いいたします。</p> <p>防災市民組織の大和田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>すみません。事務局のほうへ行かせてもらっていいですか。</p> <p>部会の副座長も兼ねております杉並区役所保健福祉部管理課の白井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、2人の委員については連絡が取れておりません。もしかしたら欠席かもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>すみません。シーエルポート杉並訪問看護ステーションの水野と申します。訪問看護ステーション連絡会からの代表で参りました。よろしくお願いいたします。</p>
座長 防災課長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>資料1番の幹事の2番目にあります、危機管理室防災課長の土田です。</p>

<p>地域課長</p>	<p>4月からになります。どうぞよろしくお願いいいたします。 区民生活部地域課長をしております原田と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
<p>障害者施策課長</p>	<p>障害者施策課長の山田と申します。4月からです。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>地域子育て支援担当課長</p>	<p>地域子育て支援担当課長の笠と申します。私、母子保健ですとかの担当をしております、乳幼児それから妊産婦の支援等も行っている関係で入っております。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>座長</p>	<p>よろしくお願いいいたします。</p>
<p>副座長</p>	<p>事務局の紹介。</p>
<p>事務局</p>	<p>防災課防災計画担当の上田です。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>地域課地域係、内金と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>杉並保健所健康推進課の渡邊と申します。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>障害者施策課障害者保健担当係長の長沢です。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>子ども家庭部管理課母子保健係の小松代です。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>保健福祉部管理課地域福祉推進担当の高野と申します。よろしくお願いいいたします。事務局の係長をやっております。</p>
<p>座長</p>	<p>もう一人、職員の有田という者が事務局を担当します。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>座長</p>	<p>それでは、皆さん、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>最初に、今日配付されました資料の確認から、事務局、資料の確認をよろしくお願いいいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。私からは、資料の確認をさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど皆様ご案内いただきました名簿が資料1でございまして、それ以外に、資料2、クリップ留めしてあると思います。地域のたすけあいネットワーク（地域の手）の登録増に向けた仕組み、これが資料2です。2枚ほどになっております。あと、別紙1の地域の手登録者の推移が別紙1、地域のたすけあいネットワークの個別避難支援プラン、これが別紙2で、これがクリップ留めになって、ワンセットになっております。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、資料3、乳幼児・妊産婦のための避難生活等というのが、資料3になっておまして、続きまして、別紙1が第二次救援所班という、救援隊本隊の行動マニュアルの抜粋ですけども、こちらが別紙1になります。</p>
<p>事務局</p>	<p>あと、資料番号はありませんが、「災害への備え」、これが一応別紙2の取扱いになります。</p>
<p>事務局</p>	<p>また、今日皆様のところにお配りしました感震ブレイカーの設置状況です。防災課のほうから、後ほどその他のところで説明があると思いますので、以上でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上が説明になります。</p>
<p>座長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p>
<p>座長</p>	<p>それでは、まず、この(1)の地域のたすけあいネットワークの登録増に向けた仕組みについて、事務局からご説明いただきたいと思うんですが、その前に、私の個人的な感想をちょっと申し述べたいと思うんですけども。</p>
<p>座長</p>	<p>昨年の5月か6月頃に、国のほうで法改正がありました。災害対策基本法</p>

	<p>だったか、ちょっと法律名は、正式な名前をはっきり思い出せないんですけども、その中に、いわゆる災害時要配慮者についての個別支援計画が、法律の中で、努力義務というような形で明確化されたというニュースが、去年、おとしぐらいから流れているんですけども、それを、その報道に接するたびに思ったのは、国は遅れているなというふうに思いました。杉並区は進んでいるんですね。もう皆さんの何年もかけた取組が一応着実に進展していて、この個別支援計画についてもかなりの対象者の皆さんが、関係者の努力もあって、個別支援計画が策定されていると。ただし、現実には、現実には首都直下型の地震が起きたときに、この今策定されている個別支援計画がちゃんと機能するのかなというところ、やはり課題としてきちんと認識しておく必要があるかなというふうに私はずっと思っていました。</p> <p>そういうことも、余計な話ですけど、ちょっと頭の隅に入れておいていただきながら、事務局の説明をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>はい。事務局のほうから資料の説明をしたいと思います。まず資料2をご覧ください。「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録増に向けた仕組み」ということになっております。その1番ですか、「手上げ方式による登録増に向けた取組について」について説明します。</p> <p>手上げ方式による登録増については、現在、地域の手登録増に向けて、これまで様々な取組を行ってまいりましたが、前年度に比べて数百人程度の増にとどまっております。</p> <p>これについては、別紙1をご覧ください。別紙1、地域の手登録者の推移という資料があります。その一番右端をご覧ください。登録者の増（前年比）ということで、平成27年度から令和2年度の数字が書いてありますけれども、ご覧のとおり大体数百人程度の増にとどまっております。ほぼ横ばいの状況になっております。これまでの取組ですけれども、町会、自治会に対するPR、ケアマネジャー協議会に対する登録の協力依頼とか、あと訪問看護事業所及び介護事業所の研修等におけるPR、年に1回ですか、登録勸奨を行っておりますけれども、こういったことをやっているにもかかわらず大体数百人の増にとどまっております。そこで、課題として、この地域の手登録増に向けたさらなる工夫が区としては必要だと考えております。</p> <p>参考ですけども、令和2年度、実際に部会が1回もちょっと開かれていなかったんですけども、そのときに登録増に向けたアンケートを皆様にお取りしました。その中で主なものを今回列記させていただきました。一つが制度の周知の機会を増やしてほしいと。障害者月間等の期間中にキャンペーンを行ってはどうかと。制度の他に事務の流れの周知。これは恐らく民間事業者の方からのご意見だと思いますが、事務の流れの周知を行ってほしいという三つの意見を頂きました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
座長	<p>地域のたすけあいネットワークの登録者増というのは、もう何年も前から区が一生懸命取り組んでいる。でも、それなりに昨年度は若干増えたという報告がございましたけれども、ぜひ少しでも増やしていきたいという、また増やしていくべきだというふうに私も思いますので、今の事務局の説</p>

	<p>明を聞いて、ちょっと皆さんのご意見を伺えればというふうに思うんですが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>委員、いかがですか。</p> <p>まず、この障害者という範疇というんですかね。これ、障害者手帳を持っているかどうかにかかわらず、ケアマネとかに登録されている人を含めていくのかどうかというあたりで、随分人数が変わってくるんじゃないかなと思うんです。ですから、障害者手帳を持っていて車椅子に乗られているような方だけが対象だと思っている方が相当いるんじゃないかなと。それから、プラス、ケアマネに登録されていて、かなり75歳以上の高齢者も何かそういう対象になっていくとかということであると、またそういう情報を流していくと、感じが違うのかなと思います。</p>
座長	<p>今の点で、ちょっと事務局のほう、どなたか、障害者の範囲というか、そういうような〇〇委員からのお話がありましたけども、そういう点についてはどういう、現在はどういうふうになっているんですしたっけ。</p>
事務局	<p>一応、地域のたすけあいネットワーク、これは地域の手なんですけれども、特に制限がないんですよ。</p>
座長 事務局 座長 副座長	<p>制限がない。</p> <p>ええ。</p> <p>障害者についても。</p> <p>すみません。私のほうから説明させていただきます。</p>
	<p>区では災害時要配慮者の対策の支援の実施要綱というのを定めておまして、その中で、今、〇〇委員からお話のあったような点も含めてご説明させていただきますと、まず障害者の方、身体障害者の手帳の1級から3級を所持されている方、それと愛の手帳ですと1度から3度まで、あと精神障害者保健福祉手帳ですと1級から3級までという方が、要配慮者の対象者としては一応定めがあります。ただ、それ以外にも、ご希望される方については登録はしておりますので、それ以外の方でも、一応対象としては、できるようにはさせていただきます。</p>
座長	<p>以上です。</p> <p>はい。今の課長からの説明にありましたように、ある程度柔軟にその辺は。ただ、民生委員の方が、障害者手帳を持っているかどうかというのはご存じなんですしたっけ。そこは個人情報で分からないようになっているんですしたっけ。</p>
副座長	<p>はい。分からないです。ただ、この登録された方については、民生委員さんにはその担当区域の登録者の方についての情報はお渡しをしておりますので、登録された方については分かるんですけども、誰がこの身体障害者手帳とか愛の手帳とかを持っているかという情報は、広くは周知はしてございません。</p>
座長	<p>そうですね。</p> <p>ほかに何か。</p>
委員	<p>課長、あと難病はどういうふうに扱う。難病者は、手帳は関係なしに、区でつかんでいるんですか、難病というのは。それはつかんでいない。</p>
副座長	<p>はい。難病患者の方については、手帳を所持していない方ということで登録要件にしております。難病患者の方は、保健所のほうで難病患者の医療費の助成とかをやっておりますので、そちらのほうの名簿を頂いており</p>

委員 座長	<p>ます。</p> <p>助成で。</p> <p>ほかに何か質問やご意見はありませんでしょうか。</p>
委員 委員	<p>委員、何かありませんか。地域でどうでしょうか。</p> <p>まあ、地域で言うなら、私のところも……</p>
事務局	<p>要するに学校ごとの震災救援所、あの登録されている台帳は鍵がかかって、皆さんそのときに開けて使えというふうになっていると、いざ本当にできるのかよと。私どもは十何年前から、町会で安否確認をしてほしい人の登録を受けて、毎年1回、戸別訪問して、安否の確認をしていると。そういう制度を取っていますけど、いざ本当に震災救援所へ行って、あそこを開けてどうのこうのという、それで何時間もかかっちゃうわけですので、そこをどうするのかというのが私は課題じゃないのかなと思っています。</p>
事務局	<p>あれですね、鍵を開けるのに時間がかかると。恐らく震災救援所の初動の中で正門を開けて、それから中に入って、実際に稼働させるまでにかなり時間がかかるんじゃないかなということですよ。</p>
委員	<p>それだけじゃないんですよ。要するに誰も知らないデータをどうやって担当別に案分にするんだよと。回ってこいというようなことを、現地へ行ってこいといったときに、どうやって案分するんですかと、その登録されている方をどこの町名のどこへ行けばいいと、そんな分け方をどうやってするんですかというのが今話題になっているわけです。それがいいから、台帳があるからって何ができるんですかと、みんな言っているわけですよ。そこを何とか工夫しておかないといけないのかと。うちのほうはもう、4班で分かれていて、もうその人が常時同じ5名のうちの3名くらい替わらずで、2名は替わるけど、ここでいざ発災したときに、もう自分の担当は分かっているから、そこへすっ飛んでいけるわけですよ。そういうくらいの機動性がないと困るんじゃないの、というのが私どもの考え方です。</p>
事務局 座長	<p>すみません。委員のおっしゃるとおりだと思います。</p> <p>はい。</p> <p>どうぞ。</p>
副座長	<p>すみません。今、委員がご発言された内容は、実は私どもも課題の一つというふうには認識をしております。具体的に言うと、まず、この名簿につきましては、どうしてもセンシティブな内容が記載された名簿になっておりますので、やはり管理は厳重に行わなきゃいけないということで、震災救援所のほうに、鍵付きの保管場所のほうに保管をさせていただいておりますので、そこについてはご理解を頂きたいというのが1点ございます。</p> <p>また、実際に、震災救援所ごとに、どのようにして、いざ発災したときにこの登録された方の安否確認を行うかといったところで、実際の訓練で、そうしたことをやりたいという震災救援所の声は、私どものほうにも頂いているところです。ただ、これも登録された方のやはり同意を得て実施しなきゃいけないというところがあって、今その実現にはまだ至ってはいないんですけれども、実際にそうした、どこに誰がいてといったところも確認しながらの訓練じゃなければ、本当に災害があったときに震災救援</p>

<p>委員 座長 委員</p>	<p>所ごとに活動ができないといったことも声としては頂いておりますので、これについては引き続き私どものほうも、事務局としても考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>どうぞ、どうぞ。</p> <p>今の件に関して、私は四宮小学校が救援所なんですけども、やっぱり救護支援部長というのが一番、責任を感じる場所なんですよね。どうすればいいのかというのが、発災したときに私が果たしてそこへ行けるかどうかで、救護支援部の人みんな集まっているわけじゃないわけですよね。だから、集まってきた人をどう集めて安否確認に行くかと。まず、電話確認をやろうと。それは、電話がどこにあるかというのは、各救援所には回線が何回線かあると思っておりますので、それは分かると思うんです。まず電話でやろうと。次どうしようかというときに、手がないんですよ。集まってきた人をどう振り分けようかと。</p> <p>今の訓練そのものも、個別にちょっとしたことをやればそれで終わったという話じゃなくて、やっぱり安否確認も結構大変だと思うんですよ。</p> <p>昔の救援所の訓練の中で、私がまだ民生委員になって間もない頃、私は11年目になりますけども、間もない頃、個人情報で研修を受けた方が全部自分の救援所の名簿を広げて、プロットしたんですよ。今は地図を描いてくれている。分かりづらい地図だと思いますけども、描いてくれるということなんですけども、ああいう訓練は十何年前に1回やったんですよ。「あ、これは結構分かるじゃないか」という感じがしたんです。それ以後、そんなことは何にもやっていないわけです。</p> <p>だから、本当に、果たして、集まった人、来てくれた人をどういうふうにして安否確認へ行こうかなと。電話で確認が取れなかった場合の人ですよ。それは心配しています。もう、〇〇委員のおっしゃるとおりだと思う。一番心配するところだというのは、</p>
<p>座長 委員</p>	<p>以上です。そんな状況です。</p> <p>ほかに。</p> <p>どうぞ。</p> <p>いいですか。すみません。</p> <p>いいとか悪いとかじゃないんですが、各小学校、中学校の救援所を設定したのは非常に後なんですよね。その昔、昭和52、3年のときに立ち上げたのが防災市民組織なわけですが、防災市民組織がもう古くなっている。じゃあ、それとこの救援所の関係の相互関係はどこにあるのかということをやっぱりここで検討しないと、私が考えているのは、自分としては、もう、学校に行かないよと。私の町会事務所に集まって、ここに集まってこいと。その中で、どこどこの班はどこどこの、台帳も全部作って班別になっているから、回ってこいと。それで、その状況を、全部、今年から無線機を買っているんですよ。全部で十何台にしようと思って6台買いましたが、それによって、もう、国では何か災害が発生している、けが人がいるということ、歩ってもいいから本部へ行けとなっているわけですよ。それじゃとても間に合わないから、無線で交信して、それで情報をつかんで、概ね、うちの町会の中でこのくらいのけが人がいる、死者がいるというのが分かれば、私は救援所に行く。私、救援部長なものですから、当然そこ</p>

<p>座長 防災課長</p>	<p>へ行ったってやることはないんで、後、遅れて行ったってできるわけです。そこの辺の検討も、やっぱり整合性じゃないけど、何かうまくいかないかなと考えていますよ。</p> <p>防災課長は、無線機、今のようなご意見があるんですけども。</p> <p>防災課長です。貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>今お話があった一つの例として、震災救援所と地域、防災市民組織の役割分担というんですか、委員おっしゃるように、いろんな考え方、役割分担、一定程度は必要なのかなというふうには思っています。</p> <p>当初、やはり防災市民組織は、初期消火等をやっていただくことがメインだったのかなというふうには、私のほうは認識をしております。その後、この要配慮者の関係のものが出てきて、どこで担おうかといったときに、地域の震災救援所の中の救護支援部長を中心とするというような形で、今進んでいます。ただ、一方で、今言ったような役割分担をどこかで整理しなければと思っています。</p> <p>委員おっしゃったように、各地域の防災市民組織がかなり力が弱くなっているところもある中で、なかなか難しい課題なのかなというふうには思っています。</p>
<p>座長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>地域のたすけあいネットワーク、いわゆる地域の手の登録者増、さっきも申し上げたとおり、もう10年以上前からの課題なのにあまり増えないという。それは杉並区だけを見ていると確かにそういう面があるんですけども、最初に私が申し上げたとおり、全国的に見れば、これだけたくさんの方が登録しているというのは、まあ、実績なんですね。皆さんの努力の成果だというふうには思うんですけども、やはりここから1人でも増やしていくためには、制度の周知ということが私は一番重要なのではないかというふうには思いますね。</p> <p>やはり、例えばワクチンの問題。皆さんいろんな形で関わっていると思うけど、あれを見ても、なかなかワクチン接種についての最初の頃の、去年の4月とか5月頃の区民の反応などを見て、私、ほとんど高齢者を見ているんですけども、なかなか杉並区の広報で幾ら手を替え品を替え広報しても、なかなか広報で流したというか、提供した手順なり、それがうまく地域に伝わっていかないような、そういう現場をたくさん見してきました。</p> <p>で、3回目をやるというわけですけども、そういったことからすると、対象は違いますが、この地域のたすけあいネットワークの地域の手の登録者についても、いろんな機会を見て、もうとにかく諦めずに繰り返し周知をしていく。いろんな場面なり、いろんな機会なり、いろんな集団に向けて、この地域の手の登録者についての今チラシも配っていると思えますけども、チラシについても、いわゆる住民の皆さんがそれを見てどう感じるのかを、よくアンケートなりで聞いた上で改善をして、そして繰り返し繰り返しいろんな場面で呼びかけていく、勧奨していくということが基本だし、それが重要なのではないかというふうには私は考えています。</p> <p>ほかに、事務の流れの周知という意味で、民間事業者向けにという意見もあったようなんですけども、今、いかがですかね、シーエルポート杉並訪問看護ステーションの委員の方。この制度はご存じでしたか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。杉並区、訪問に回っていますが、高齢者の方とか、結構ご利用に</p>



<p>座長 委員 座長</p>	<p>なっている方が多いです。 登録している。 はい。 ああ、そうですか。 そういう現場の声もありますので、何というか、主管課がもうこれでいいやと思ったらもう終わりですから、やはり防災課なり保健福祉部管理課なり、関係のセクションがよく連携して、制度の周知なり、ここに書いてある三つの課題に絡めたPRをしつこくやっていくということが、例えば昨日成人の日だったけど、ああいう場面で、要するに杉並区の防災というのがどういう現状なのかということ成人の皆さんにチラシで配るとかね。要するに、昔は中学生レスキュー隊というのをつくったわけですよ。で、それぞれの中学校にレスキュー隊があつて、そのレスキュー隊という組織に入っている中学生が一生懸命頑張っているという話も聞いています。そういうことからすると、レスキュー隊なんて、昔なかったわけだからね。そういうことを考えると、やはり若い人に、防災なり地域のたすけあいネットワークについても、制度について理解してもらって、そういう意味で広く、裾野を広く、いろんな人に、この杉並区がこの地域の手という制度、登録者の増に向けて頑張っているんだということPRして、対象の人に勧奨していくという努力が私は必要だと思いますね。 まさに、コロナの今だからこそ、そういう努力をすべきで、ワクチンは一生懸命やっているじゃないですか、皆さん必死になって。だから、地域の手の登録者増についても、必死になってやれば、それなりの成果は上がっていくはずですよ。だって、ワクチン、杉並区を挙げてワクチン対策でもしやりきになってやっているわけでしょ。それを考えると、まあ、努力が足りないとは言わないけど、まだまだ頑張してほしいというふうに思いますね。せめて対象者の9割ぐらいを目指して、ぜひ数値目標を持って、今年は300人増やすとか500人増やすとか、そういうつもりで頑張してほしいと思いますが。</p>
<p>防災課長</p>	<p>いかがですかね。私ばかりしゃべっていたら、申し訳ないんで。 どうぞ。 防災課長です。 成人の日に関連して、ちょっと補足のほうをさせていただきますけれども、昨年もそうなんですけど、今年の成人式にあつても、やはり我々としましては周知は必要だということで、我々も消防団員の団員募集というところではかなり消防署と連携しながら取り組んでいるということで、啓発資材、マスクを入れたものを、ここ2年、しっかりと配布のほうはさせてはいただいているというところですよ。</p>
<p>座長 事務局</p>	<p>補足ですけれども、以上です。 はい。ありがとうございます。 どうぞ。 事務局からの補足ですけれども、今年の2月か3月ぐらいをめどに、清掃事務所で行っています高齢者・障害者を対象としたふれあい収集チラシの中に、地域のたすけあいネットワークのチラシを含めてもらい登録勧奨をやっていこうと考えております。対象者は約2,000人いるので、どの程度登録者が出てくるか、まだ分かりませんが、初めての試みを行って</p>

<p>座長</p> <p>委員</p>	<p>こうと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>はい。</p> <p>どうぞ。</p> <p>今までこういう話は出なかったんですけども、町会の会議の中でこういう話は少なかったんですけども、私も初めて聞いて、ええっ、そういうふうに関心を持ってくれるのか、と思ったことが一つありまして。何かというと、うちの町会で独り住まいの高齢者は何人いるんだろうかという話が出たんですよ。非常にいいじゃないですかと、そういう話が出てくることというのは。もちろん認知症の方も、分かっている方は大体、町会の人、役員の人、みんなで見ようよという話は分かるんですけども、本当に、独り住まいで、亡くなっても分からないような方が、うちの町会に何人いるんだろうと言われたときに、やっぱり町会の中だけでもそういう機運が高まるような方向に持っていったら、また違うと思うんですよ。</p> <p>地域課長がいらっしゃるんで、ぜひ、町会の中でもそういう機運を高めていただきたいなというような感じがしまして、私、その話を聞いたとき、「ええっ、いいことを言ってくれるじゃない」と。もちろん問題もあるし、8050の問題なんかもあるし、いろんな高齢者の問題があるわけですよ。そういうのが町会の中ではそんな話は出てこなくて、ほかの、やっぱりお祭りを頑張ろうやとかね。それはそれで、もちろんいいんです。</p> <p>この前の賀詞交歓会なんかでも、人生100年。人生100年生きる人なんて、ほとんどいませんよ。少ないですよ。それよりも、やっぱり高齢者の人が独りで住んでいる人のほうが多いと思うんですよ。そういうことをやっぱり目を向けていったほうがいいんじゃないかなという感じは、私はしました。</p>
<p>地域課長</p>	<p>地域課長です。</p> <p>町会、160ありますので、いろんな町会で、今、〇〇委員もおっしゃったようなことを話す町会もありますし、町会によって、どんなことをやっているのか、どういう取組をしているのか様々ですので、一律に全部ということとは難しいんです。</p> <p>ちょっと私が思うには、今この数字って、杉並区を単位で捉えていますよね。多分この杉並区全部。多分、地域性があると思うんですね。例えば、この地域は登録者数が多い。例えばこの町会は登録者数が多い。そうすると、どうしてここの町会、この地域は登録数が多いんだろうか。ちょっとそこを調べていただいて、それを、例えばここの地区の民生委員さんが頑張っているんだ。例えばこの地区の町会の方が声をかけているんだ。この地区の事業者の方が声をかけているから登録者数が多いんだと。その分析をしていただいて、そのいい取組をほかの地域に広げていく。そういうことを一歩ずつやっていたほうが、まあ、全部のところにはチラシをまくのも、確かにそれもいいんですけども、より具体的に、そういういい取組、登録者数を増やす取組を実際にされているんですから、その取組をいろんな地域にも広げていくという方法もあるんじゃないかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>座長</p>	<p>今、地域課長がおっしゃるとおりだと思いますね。地域差というのは、杉並区内でもかなり住民の意識も違うだろうし、住んでいる方も違うし、</p>

<p>地域課長</p>	<p>町会も違う、違いがあるだろうと思いますので、そういう、今、地域課長がおっしゃったような観点から、区が持っている情報をもっと提供してもらおうというか、そういうことを我々に教えてもらって、我々がそれをうまく活用できるような仕組みをつくってもらえればいいかなと。</p>
<p>座長 委員</p>	<p>そうですね。そうすれば、例えば町会でこんな取組をやって増やしたいということがあれば、まさしくおっしゃるように、じゃあ、そういう話をほかの町会にも共有していくことも可能だと思いますので。</p>
<p>地域課長 委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>もちろんそうだと思うんですけど、我々民生委員には、年に1回、自分の担当地区の年齢別の人口をもらっているんですよ。それから、高齢者のところは世帯数も頂いているんです。担当する民生委員そのものの地区ごとにも、やっぱり、このアンバランスはあるんですね。</p> <p>私の地区は結構高齢化率という点が低いんです。20%に到達したぐらいなんです。これはなぜかという、若い人が入ってくるという住まいが多いんですね。ですから、絶対数的な高齢者の人数はそこそこあるんですけども、高齢化率は低い。</p> <p>町会の担当区域と、それから民生委員の担当区域がちょっとずれているんです。ですから、町会ごとのそういうデータも出していただいたら、高齢者がこんなにいるんだというのがよく分かると思うんです。で、前にも1回お願いしたことがあるかも知れないけど、その数字が出てこない。だから、僕は出るんじゃないかと思うんですけど、課長、いかがですか。</p>
<p>地域課長 委員 地域課長</p>	<p>多分、地域別の高齢者の人数は町丁目でたしか出ると思います。</p> <p>取れると思うんですよ。番地が分かっていますからね。</p> <p>ええ。それとあと、町会のエリアを分ければ、人数は出ると思うんですけど、例えば委員のところの町会は何人だということ。結局その人数を、例えば人数が出て、その人数をもらっただけでもこのぐらいいるんだなというのは確かに分かるかもしれないんですけど、じゃあ、その方への支援というところが、またちょっとその数字とはまた別のところだと思いますので。</p>
<p>委員</p>	<p>いや、そうです。数字しか分からない。その後はまだ分からない、何にも。</p>
<p>地域課長</p>	<p>はい。なので、町会のエリアの数字は私も持っていますので、あと町丁目別の高齢者数が出れば、それはバッティングすれば、多分、町会別の高齢者人数というのは、出ることは出ると思います。</p>
<p>委員 地域課長 委員 地域課長</p>	<p>加入率なんかも、町会の分を出すでしょ。</p> <p>加入者数。</p> <p>加入者数というか。</p> <p>逆にそれは町会さんから、加入者数はこちらから頂いているというところなので、町会者数のほうは町会のほうからというところなんです。</p>
<p>座長</p>	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>やはり私は非常に大きな社会福祉法人に勤めていて、地域のいろんな情報を教えてもらうんですけども、一口に言うと、10年ぐらい前と比べて、いわゆる地域力というのが落ちている。地域の中で助け合いとか支え合いをしようという人たちが、もちろんいますよ。でも、ある意味、見方によっては減っている。むしろ孤立している人が増えている。孤立して、</p>

	<p>例えば子育てをしている人とか、孤立して介護を受けている人、単身で、そういう人が増えている。また、さっきおっしゃったような単身高齢者がどんどんどんどん増えている。そういう孤立化している人が増えている。そういう地域の現状という、社会福祉法人の周りを見ても、そういうことが言えるかなど。</p> <p>そういう中で、いざ発災、大震災が起きたときに、その人たちがもし地域の手に登録していれば、何らかの形で、助けというかサポートしてくれる手だてはあるけど、その地域の手に登録していない孤立している人たちは、もう誰も分からないまま被災するというような、そういうことになるおそれがあるなど。</p> <p>だから何とかここで、コロナ禍の中でいろんな課題が見えてきているわけだけでも、ここでいろいろ知恵を出して、そういった孤立というような課題も含めて、今回この地域の手という登録者の制度をうまく活用して、その孤立を防いでいくというようなこともやっぱり考えていく必要があるのかなというふうに私は思いますね。そうでないと、もうばたばた死んでいきますよ、孤立して。まあ、それは極端な言い方ですけどね。</p> <p>そういうことで、もし、どうしても今日ここで、この地域の手登録者増についての課題について、これだけは言っておきたいというようなことがあれば、ぜひ。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>登録名簿のことなんですけど、私どもの町会では、中学校の震災救援所、一応、民生委員の方しか見れないという形で言われているんですね。それでは何かあったときに困るので、町会で全員で個人情報の講習を受けまして、全員が見れるようになりました。それで安心して見れるんですけどね。</p>
事務局	<p>それと、台帳を見ましても、どの方がどこに住んでおられるかというのが頭に入ってこない。民生委員の方はいろいろ訪問なさっているから、多分、あの方はここだとか分かると思うんですけど、それは訓練ではちょっとできないものですからね、個人情報がありますんで。その辺はどうしたらいいかと思って、ちょっと悩んでいるんですけど。</p> <p>私はもう70年以上同じところに住んでいるもんですから、住所で大体、あの方はどうだということは分かるんですけど、新しく委員になられた方たちは多分分からないと思うんですね。それでスマホで住所を検索すれば分かると思うんですけど、そんなの時間がかかりますので、その辺をどういうふうに把握したらいいか、ちょっと考えているんですけども。</p>
事務局	<p>参考になるかどうかは分からないんですけども、井草中学校の例ですが、確かにキャビネットの中に入っている地図が分かりづらいということで、震災救援所の救護支援部の所員が独自に地図を作っています。戸別の訪問まではしてはいないと思いますが、近くまで行って確認して地図を作っているのではないかと思います。結構頻繁に集まってそういったことをやっているとのことです。</p>
委員	<p>以上です。</p>
委員	<p>ありがとうございます。じゃあ、中学校の震災救援所のほうでちょっと聞いてみますので、参考にさせていただきます。</p>
委員 座長	<p>一つ、いいですか。 どうぞ。</p>

委員	<p>情報を知りたいんですが、地域課長のところになるのかな。私が心配しているのは、私が防災課を立ち上げたときの当時は、町会長と防災会長が一緒だよと決めているわけです。でないと、行く行く問題が起きる。現に問題が起きているんですけども、それはどのくらい、町会長と防災会長が一緒でないところって、どのくらい、今あるんですか。</p>
地域課長 委員	<p>すみません。申し訳ございません。</p> <p>というのは、数を聞きたいんじゃないで、私どもの周りを見ると、町会の役員さん等は非常に高齢化しているんですね。防災市民組織の方というのは、防災会の方というのは、意外と若くて、消防団とちゃんと連携を取ってやれているんですよ。そういうところで、一体のところは一体ですの何とでも動きは取れるんだけど、単独でいる町会の防災市民組織は別になるという話を聞いていると、けんか腰みたいになっちゃっているんだ。おまえの町会長と俺のところの防災会長がどうのこうのなんていうふうな話まで出ちゃっているから、昭和53年のときに要求したことが今出てきているわけですよ。</p> <p>そういうことからすると、私が今の会長さん、私も防災市民組織の連絡協議会の会長になったときに、この提案しているんですよ。町会と防災会は将来一緒にならないか。そういう検討をすることはできないかという提案をしているのですが、内容的にどうなのかなと、実態が私は分からない。</p>
座長 地域課長	<p>分かりますか。</p> <p>かなり一緒だと思うんですが、ただ、実際、多分違うところもあると思いますので、それはちょっと防災課と一緒に町会長さんと防災会の会長さんのお名前は突合すればすぐ分かりますので、一度、ちょっと調べてみたいと思います。</p>
委員	<p>そんな疑問を持っているんです。</p> <p>同じことで脱線しますけども、防災市民組織と町会連合会が別々というのはいかがなものかなと。私が防災市民組織の会長になってつくづく感じているのは、区長が別々の日に、同じ人間にほぼ挨拶している。で、今度は2部制でやるという、そんなところで言っているんだしたら、いっそ町会連合会の下部組織でいいじゃないかと私は思っているくらいです。で、清掃事業が東京都から十七、八年頃に移管されたときに、その頃は、私は、私はとやっぱりやっていたわけですよ。ところがよくよく考えていくと、どこかの組織の一下部組織になっていたほうが、お互いに協力体制が取れて、若い方も年を取った方も何か一緒になって何かやれることがないかなと今考えているんです。うん。そんな感じがしています。</p>
座長	<p>委員のいろいろこれまでの経験を踏まえたご意見がありましたので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>確かに、杉並区は結構新しい人が入ってきていますよね。いろんな、戸建ての住宅に、都心でマンションを買うよりは戸建ての住宅を買ったほうがいいというので、結構戸建ての住宅に若い夫婦とかファミリーが住んでいる。そういった人たちに対しても、防災について力になってほしいという、区なり町会なり防災市民組織という、そういうところからの発信があってもいいんじゃないかと思えます。</p> <p>今の若い人たちの発想は、やっぱりスマホなりITをうまく活用して、</p>

事務局	<p>防災力を高める上で貴重なアイデアを持っているそういった人たちが、結構杉並辺りはたくさんいると思うんですね。だから、そういう人たちを発掘するというか、そういう役割もあるのではないかなというふうに思います。合わせて町会の関係者の方たちにも協力をしていただきながら、そういうことをぜひこの地域の手の登録者の面でも、新しい、何というか、媒体をうまく活用してやっていけないかなというふうに思います。</p> <p>ちょっと申し訳ないんですけども、もう一つ個別支援計画についても、ちょっと事務局のほうから説明をお聞きして、そしてちょっと皆さんから意見を伺いたいというふうに思っているんですが、個別支援計画というのは、今日は具体的なこれがそうだというのはあるんですけど。</p> <p>それでは、資料2の2枚目です。個別避難支援プランについてをご覧ください。去年5月ですか、災害対策基本法の一部が改正されて、杉並区の個別避難支援プランの作成が努力義務化されました。この中で、避難支援者に関する記述というのが災害対策基本法の中で求められるようになりましたが、杉並区のプランについては、既にその記載欄があります。</p> <p>この記載欄はありますが、記入の割合が全体の5%と、かなり低い状況です。別紙2の丸で囲っている部分ですが、こういった形で避難支援者というのは書く欄がありますが、この避難支援者は発災直後、要配慮者と一緒に避難所まで避難をする方ですが、この記入がかなり低い状況です。</p> <p>また、先ほどお話がありましたように、地域のたすけあいネットワークの登録者も増やそうと活動しているところですが、個別避難支援プランのネットワークの登録者に対する割合が現在73%止まりになっております。こちらは別紙1をご覧ください。登録者数、例えば令和2年の登録者約1万800人に対してプランの作成者が7,800人と、100%ではございません。大体73%ということになっております。</p> <p>課題としましては、こういった避難支援者は対象者を安全・安心に避難させるには必要なものと考えますので、どのような取扱いをしていくか決めていく必要があるのかなということがあります。また、プランの作成増に向けた取組をどうしたらいいかという2点です。</p> <p>私からは以上です。</p>
座長	<p>はい。今の事務局の説明で、何か質問なり意見なりはございますか。</p> <p>この個別避難支援、私が聞いて申し訳ないけど、個別避難支援プランはどういう人がつくるんですけど。</p>
事務局 座長	<p>民生委員です。</p> <p>民生委員の方。</p>
事務局 座長	<p>はい。また、専門的な知識が必要な場合、例えばケアマネジャーの援助を受けながら民生委員の方がつくる場合もあります。</p> <p>以上です。</p>
事務局 座長	<p>はい。という説明ですけれども、何か補足はありますか。いいですか。</p> <p>これは前からずっと同じでしたっけ。前から同じ内容のプランですか、もう5年ぐらい前から同じですか。</p>
事務局 座長	<p>随分前から。たしか平成19年からこのパターンになっていると思います。</p> <p>民生委員の方がつけれないときは、地域包括支援センターでつくったりしなかったっけ。</p>



委員	<p>思っております。ただ、国は、冒頭、座長が法改正されたといったところで、国は優先度をつけてこのプランを作成し、究極的にはこの名簿登載者全員についてつくるとというのが国の目指している方向性なんです。杉並区はこの要支援者名簿が3万人登載され、そのうち手を挙げている方が1万人程度で、さらにその中でプランをつくっている方が7,800という状況の中では、なかなか全員の3万人分をすぐつくるとするのは困難なので、できれば、この手挙げで登録されている方については100%をまず目指したいなど。ただ、今、〇〇委員が言われたように、なかなか、民生委員さんでも、どうしても1人では行けないというような事情を抱えている方もいます。</p> <p>なので、もう一つそこで突っ込んで言いますけど、いいですか。もう一つ、ここの表がありますよね。表があって、プランができていない人とできていない人の間が3,000人ぐらいあるんですね。3,000ぐらい。これを、精度を上げようというのが一つです。</p> <p>やっぱり、本当に行けないところはあるんです。これは後で言いますけども。そういうときにはどうするかというと、真ん中の行にケアマネジャーとあります。これは高齢者の場合はケアマネジャーと呼ぶんです。介護専門相談員をケアマネジャーというんですけども、障害者の方は障害者相談員というんですけども、ちょっと本当に民生委員が突っ込めないところ、入っていけないようなところがあるんですね。ここについては、ケアマネさんは必ずついていきますから、要介護ですからついていきますから、その人の情報をもらいながら、一緒に、もしくはケアマネさんをお願いするというので、障害者の方も行けないという人がいるんです。障害者相談員の方と一緒にいく、もしくはこの方に行っていただくというので精度を高めようという制度が、何年前か、5年ぐらい前にできて、今日来られている委員の方にもお願いしているところは、ちょっと精度が高まってきているけども、まだまだ3,000という開きがあるわけです。</p> <p>それでも、本当に行けないのというのは、あるですよ。特に、障害者の方というのは、連絡を取れないときもある。言葉を話せない人もいます。電話がかかっても、向こうが話をできないですから、どうしようと。手紙のやり取りをやったりする民生委員もいるんですよ。そういうところはできない。でも、登録はされていますからね。それでも、ちょっとまだこの開きがあるというのが現状です。</p> <p>私も12月に行ったところは寝たきりです。それで、言葉も話せない。動けない。もうご主人もフルで疲れているんですよ。その方は本当に、発災したとき、助けて救援所へ連れていったとしても、救援所じゃ、もう無理です。ただ、福祉救援所もあれだけ、本当にそういう方もいるんですよ。だから、そういうところはなかなか、プランはできて、本当の対応は取れない。</p> <p>実情はこういうところがありますので、ちょっと付け加えをさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
座長	<p>はい。私の知っている範囲で言うと、安心おたっしや訪問というのがありますよね。それも民生委員の方の協力で成り立っている区の事業ですけども、あれも、その対象になる75歳以上とか一定の年齢を区切って、地</p>



委員	<p>域で名簿を地域包括支援センターに提供して、そしてランクを決めて、言わば難易度を決めて、民生委員の方にはこの対象者、地域包括支援センターはこの対象者、それでも難しい場合は区役所というような、ある意味そういう仕切りで対象者を仕分して、そしてやっていますよね。</p> <p>だから、今のお話を聞くと、そういう障害者の方や、あるいは高齢者なり、いろんな対象の中で、非常に難しい方は、私は区が率先して、区の職員が所管の職員なのかどうかは分からないけども、連携して対応するべきなのではないかなと思いますけど、その点はどうなんですか。</p> <p>安心おたっしや訪問は、比較的元気な方は民生委員がやっているんです。やっぱりちょっと難しい方というのは、問題がありそうだという方は、ケア24がやっている。地域包括支援センターがやっているんです。それで、区が一番難しいところなんです。区は難しいところは全然やっていませんので。</p>
座長 委員	<p>区がやる場合があるよね。</p> <p>ええ。区の職員がやる場合は、民生委員が欠員になっているところですね。欠員になっているところはやるんです。それは、欠員になっているところは、民生委員も大変だろうからという意味で。私なんかは三つ、四つぐらいやっていますから、欠員のところまでやっていますから、区が一番難しいところじゃない。</p>
座長 委員	<p>何度か訪問しても相手がいなくて全然接触できないとか、そういう人が残りますよね。</p> <p>そういう人は、細かい話はちょっと、そこまでの細かいことは分かりません。</p>
座長	<p>残るんです。そういう、最後に残った部分は、それは役所の責任として私はやるべきだと思うし、やっているはずですよ。それは、生きているかどうかの安否確認もできないわけですから。その部分は地域包括支援センターももう対応できないし、もちろん民生委員の方も対応できないとすれば、それは区民福祉の責任があると首長が言っているんだから、それは、区の職員が最後まで、どういう状況で生活しているのかは、安否、安心おたっしや訪問については、最終的な責任は区がきちんと果たすべきだと私は思っている。皆さんは所管が違うので、ちょっと違うあれかもしれないけども。</p>
委員 副座長	<p>そうでしょうか、副座長。どうか、よく分からない。</p> <p>すみません。私も所管じゃないので。</p> <p>そうですね、まず民生委員さんの受持ち件数を超える部分は、区がそこをフォローしてやっているのはそのとおりですし、確認が取れなかった部分は、多分、高齢者在宅支援課のほうでフォローはしていると思います。確認は取らせていただきますが。</p>
座長	<p>最終的にはだから高齢者在宅支援課が責任を持って対応している。まあ、そういう、違う制度ですけどね。</p> <p>だから、私が言いたいのは、個別避難支援プランについても、確かに民生委員の方が全て最後までできないときは、それはもう、区のほうで所管の例えばケアマネであれば介護保険課なり、障害者であれば施策課なり、そういう関係部署がその状況を把握した上で、きちんと最後まで、この支援プランが完成するまで対応するべきだというふうに私は思います。</p>

事務局	<p>どうでしょう。</p> <p>それについてですが民生委員の方のみでは厳しい案件もあるので、障害者部門、高齢者部門あるいは福祉事務所などと連携を取りながら、厳しい案件についての対応についてどのようにしたらいいかというのは区の課題であるというふうに考えております。今後どのようにしていくかについては検討していきたいと思っております。</p>
座長	<p>私からは以上です。</p> <p>はい。よろしくお願ひします。</p> <p>それで、避難支援者の欄について、皆さんがどういうご意見を持たれるか。要するに、あれですか、この今後の取扱いをどうするかを決めていただくということは、もうこの避難支援者の記載はやめてもいいということですか。</p>
事務局	<p>これはぜひ、避難支援者の取扱いについては、ぜひこれはやっていただければなど。努力義務で、なかなか厳しい面もあるんですけども、実を言うところこの避難支援者の欄があることによって、先ほどちょっと冒頭でお話ししましたように、避難する当初ですかね、ご自宅から震災救援所まで避難するときに、支援者がある、なしだと、やっぱり安心して避難ができる状況にあるかどうかというのがありますので、なかなかちょっと厳しい面もあるんですけども、ぜひここはそういった地域とのつながりを持って、書いていただければいいのかなど。やはりプランの中身の精度を少しでも上げていくには、やっぱり支援者が必要だと考えておりますので、入れていく方向で杉並区としては考えております。</p>
副座長	<p>以上です。</p> <p>ちょっと、補足。いいですか。</p>
座長	<p>はい、どうぞ。</p>
副座長	<p>すみません。</p> <p>実は、今の取扱いについては、先ほど委員がお話しされたとおりで、近所で、いざ災害時に手助けしてくれる方がいらっしゃるかどうかというのを聞いて、「いる」というふうに答えた方については記載をしていただくという取扱いにしています。</p> <p>先ほども申し上げたとおり、法が改正されて、記載事項の一つというふうに定められてしまいましたので、ただ、実はこれ、なぜ杉並区では必須事項にしていないかという、実際に発災したときに、その記載された人も被災する可能性があるわけで、そこに書いてある人が必ず絶対その要配慮者の支援に行けるかという、その確約はないんですね。なので、その役割は震災救援所の運営連絡会というか、震災救援所に実際に避難されてきた方の中で安否確認をする部隊を編成していただいて、共助の仕組みの中で安否確認をしていただくというのがこれまでの流れになっています。ただ、その法改正がされたことをどういうふうに杉並区では捉えるかといったところで、一定のご意見を賜ればということで、課題として出させていただいたというものでございます。</p>
座長	<p>ちょっともう一度確認しますが、いわゆる災害対策基本法の中では、個別避難支援プランというのが、ひな形みたいなものがあって、その中に緊急連絡先だとか、専門的な仲介者というか、ケアマネとか障害者相談員のような存在ですね、役割を持った人、あるいは項目として避難支援者と</p>

<p>副座長 座長 委員</p>	<p>いう項目が、国の法律の中のこの支援プランには示されているということですか。</p> <p>はい、そうです。</p> <p>どうぞ。</p> <p>ちょっと私は分かりませんが、いつか結構うるさく区から言われたことがあるんです。何年前か前に、この避難者支援のところ。これ、全員書いてくださいと言われたときがある。このときは結構突っ込んで、本当に近所にいないですかと、私、結構書いたことがあるんです。今、軽く聞いて、「いない」と言ったらもう書かないんですけども、何%ぐらい書いている人がいるかというのが。</p>
<p>座長 委員 事務局 委員</p>	<p>さっき5%と。</p> <p>5%。</p> <p>5%です。いわゆる作成者に対して5%なんです。</p> <p>分かりました。</p> <p>で、関係ない話か分かりませんが、さっき座長が言われた、法が改正された、何か昨年の6月とか7月とか、何か言われていましたよね。</p>
<p>座長 委員</p>	<p>5月ですね、改定は。</p> <p>5月ですか。そのとき、国から1人7,000円出るような話というのが新聞で出たんですけども、あるんですか、やっぱり原資というのは、7,000円ぐらい出ているんですか。</p>
<p>副座長 委員 副座長</p>	<p>はい。</p> <p>その辺の、もしもっと何かうまく使えないかと。</p> <p>はい。国のほうでは、この個別避難支援プランを民間のケアマネジャーとかに作成を依頼する場合に、1件につき7,000円を地方交付税というもので措置するというものが出てはいるんです。ただ、実際、杉並区もこれまで、先ほどのケア24の職員や障害者の相談支援事業所とかすまいるの職員が同行する場合には、1件当たり、額面はちょっとそれよりも低いですが、謝礼のほうの支払いはさせていただいています。新聞記事に出ていた7,000円というのは、国の地方交付税で面倒を見るという内容です。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。もうちょっとうまく使えばいいですね、7,000円を。その2,000円じゃなくてですね。</p>
<p>副座長 座長</p>	<p>はい。今後検討してまいります。</p> <p>現状についていろいろ報告がありましたけど、何かこの点、避難支援者の項目について、今後の取扱いについて、区としては、今、検討したいというか、増やしたいということですよ。でも、〇〇委員の現実を聞くと、なかなか難しいし、それから副座長からの話があったように、その人が本当に実効性のある支援者になり得るのかと。ならないよね、それ。それは国のほうでそういうプランの項目として入れるべきだという考え方はもちろん分かるけども、現実には、杉並区のように独り住まいの人が圧倒的に多いという、そういう地域社会で、この避難支援者を入れてくださいと。いったって、それを引き受ける人は、まず、本当に5%いるのかという気がしますがね。</p> <p>だから、その辺は別に、私の個人的な意見としては、国は確かにそういった避難支援プランに避難支援者の項目が必要だと、必要記載事項だというふうにしてそういう方針を出していても、現場で実際に民生委員の方が、対</p>

<p>委員 座長 委員</p>	<p>象者の方あるいは関係者の方にお聞きしたりお願いしたりして確保できないのであれば、それはそれで致し方ないのではないかなど。それが5%であれば、確かにその5%というのは多いのか少ないのか、分かりません。数字的には少ないですよ。でも、それはどうなんですかね。</p> <p>皆さん、どう思われますか、今の議論を聞いていて。</p> <p>まず、避難支援者というのは、これはまず個人ですよ、個人ですね。</p> <p>まず、個人だと、なかなかこれ、震災救援所と整合性が取れないと思います。</p>
<p>座長</p>	<p>それと、古い話ですけど、何年か前に、これをデジタル化して、震災救援所の避難者リストもそうですけど、そうすると地図も全部載せられますよね、どこか、場所が。そのとき言ったのは、もう救済された方は、押せば何か色が変わるとかというような話をしたと思うんです。そういうことを含めて、この支援プランも、例えば薬の内容とか、その年ごとに変わっていく可能性がありますよね。その都度書き直さないといけないという。これはもう完全に、本来だったらデジタル化すべきですよ、いろんなことを考えて。まずそこができれば、これ、ずっとこんな紙ベースで、毎年同じことを書き換えていくのはいかなものか。</p> <p>それと、もう一つ。先ほどお話がありましたけど、人数、1人に対して何人かということが必ず出てくると思うんですよ。1人倒れたときに、6名ぐらいですかね、運べるのが。1対6。そうすると、避難支援者が行ったところでどうなるのかなというのと、そういう疑問を持ちました。</p> <p>それと、先ほど民生委員の町会別というのがありましたけど、うちはやってもらいました。エリアが違っていたので、それはもう、完全に分かりづらいということで、うちの町会は3名なんですけれども、3名ともうちの町会のエリアに入れてもらって、お願いしたら、そういうふうに地図を描き替えてもらったということがあったので、多分そのほうが良いと思うんですよ。ほかの町会のところに行ってしまうと、なかなか分かりづらい、動きづらいということがあると思うので。</p> <p>取りあえず、そんなところですよ。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>座長</p>	<p>ほかに何かご意見、この点についてあれば。今日は、特にこの取扱いについてどうこうということまでいかななくても、こういう意見が出たということで差し支えないかなと思いますので、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(なし)</p>
<p>事務局</p>	<p>そうしたら、ちょっと時間も押してきましたので、次の議題の、3の(2)ですね。乳幼児・妊産婦のための避難生活等というところで、事務局のほうの説明を、資料の説明をしていただければと思います。</p> <p>はい。事務局のほうから説明します。資料3、乳幼児・妊産婦のための避難生活等をご覧ください。</p> <p>まず1番の現状、避難の基本的な考え方ですけども、杉並区では特に自宅の安全性、例えば延焼とか倒壊の危険性がない場合は、在宅避難をするよう呼びかけております。ただし、焼失や倒壊等の危険がある場合には、区内の小中学校、中学校の震災救援所に避難することとなっております。そ</p>

の中で、災害時要配慮者に関しては自力での生活が可能、あるいは家族の支えがあれば可能という場合には、区内7か所にある第二次救護所で受け入れるようになっております。

この第二次救護所ですが、一応区内7か所の区民センターが位置づけられておりまして、専用のスペースを用意するなど、災害時の要配慮者の特性を考慮した形になっております。備蓄品としても、おかゆやミルクなども配備しております。運営については、区の職員が担っています。

続きまして、妊産婦、乳幼児家庭への普及啓発でございます。妊婦に関しては妊娠届出のときに実施しているゆりかご面接の中で、パンフレット、これは今日、別紙2の形である「災害への備え」、こちらのほうを活用して、災害時の対応やふだんの備え、災害時の説明を行っているところでございます。併せて二次救護所の説明も行っております。

一応この5か所の防災備蓄倉庫の中に液体ミルクの備蓄を始めています。液体ミルクのための普及啓発や、備蓄用の液体ミルクの有効活用などについての普及啓発も併せて行っているところでございます。

妊産婦の緊急時の医療体制でございますが、基本的にかかりつけ医の方にやっていただいておりますけれども、かかりつけ医への連絡がつかない、対応できないといった場合には、緊急医療救護所等のほうで対応することになっております。

課題ですが、まず乳幼児親子の避難生活でございますが、災害時に、第二次救護所のスペースで十分な受け入れができない場合については、近隣の施設を活用するなど、受け入れる必要があると考えております。また、第二次救護所については区の職員に限られているため、災害対策本部の組織編成を見直す必要があるのではないかと考えております。災害時要配慮者の受け入れ先の対象施設についても、拡大に向けて取り組む必要があるのかなと考えております。

妊産婦の避難生活でございますが、妊産婦に対しては、きめ細やかな配慮、専門職による適切な支援が必要であるため、第二次救護所への必要な物品の確保や人員配置を考えていく必要があると考えております。併せて妊産婦が安全・安心して避難生活を行うための仕組みづくりを整える必要があるかと考えております。

これまでの乳幼児・妊産婦のための連絡協議会の部会で出された主な意見を幾つかまとめてみました。児童館では遊具や畳の部屋もあるので、避難場所としてはよいのではないかと意見がありました。ただ、児童館の職員については初動要員でもあるので、人力的に厳しいのではないかとということで意見がありました。

他区で児童館を使っているの、杉並区も児童館を避難場所として進めてもらいたいという意見もあり、あとは認可保育園等が200か所くらいありますので、災害時に協力できるような仕組みをつくってはどうかという意見もありました。保育園よりも児童館や子育てプラザが受け皿になっていくのがいいのではないかと意見もありました。ただし、現在の地域防災計画上では、応急保育、応急育成の場が保育園、児童館であるので、避難場所とするのは厳しいという意見もあります。

今後の方向性でございますが、まず乳幼児親子の避難生活に関しては、令和5年度に予定しております杉並区の地域防災計画の修正に反映できる

座長	<p>ように検討していきたいと考えております。妊産婦の避難場所につきましては、支援体制、避難場所、あとは関係機関等、よく意見聴取した上で、検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>一応この資料3に沿って、現状、課題、今後の方向性に至るまで、今説明がありましたけれども、皆さんのご意見はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>この3番の、部会で出された主な意見というのは、これは今までこの部会で出た意見ということですか。</p> <p>そうです。そのほかに、令和元年のときに合同部会が開かれ、そこで出た意見でございます。</p>
座長	<p>合同部会ね。</p> <p>私はまた率直なことを申し上げると、やっぱりこの10年間で一番大きな変化があったのは保育ですよ。保育園が200か所あるなんていう区は、23区のほかの区で、ないですよ。しかもこの10年間でそれが6割、7割はつくったんでしょ。そういうことを考えると、保育園だけではなくて、保育園を一つの有効なこの乳幼児親子の避難生活ができるようなスペースとして活用するというのは、今、区長が待機児ゼロ5年目だと言っているわけだから、そういうことの地域との貢献という意味でも、私はその200か所全てというわけではないけども、一部余裕があるのであれば、そういうところで応急保育ですか、応急育成とか、そういうこともうまくバランスを取りながらやるのが一つの方策かなというふうに思います。隣にも、昔、保育課長をやった人間がいるので、また違う意見があるかもしれないけど。</p> <p>だから、この場所、必ずこの場所とかいう、そういう決めはしないで、やっぱり乳幼児の避難にマッチした、そういった場所を柔軟に確保してやっていくのがいいのではないかと思います。</p> <p>ちょっとまた脱線して申し訳ないけど、新潟県で地震があったときに私が危機管理室長で、応急物資を持って支援に行きました。そのときに、新潟県の、杉並区と提携している町の、町というか市ですね、その体育館にたくさんの方が1か所に集められて、避難していました。当然、障害のある方も、多分妊産婦であろうと、乳幼児の親子連れの方も、みんなごった煮のようにそこにいましたけども。まあ、20年ぐらい前ですけど、あの時代ではああいうふうに3密を全く無視してできたわけですけど、もう無理でしょ、コロナの経験を我々はしているわけだから。だから、できるだけ分散して、いろんなスペースをうまく柔軟に使っていくのがいいのではないかと。そういう意味で200か所ある保育園の、全てとは言わないけど、地域との連携とか災害時の協力とかということをきちんと保育計画に上げている保育園もありますから、だからそういうところとうまく連携しておやりになったらいかがかな。</p>
地域子育て支援担当課長	<p>地域子育て支援担当課長、どうですか。突然、振って。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>保育の分野ではないので、ちょっと私のほうから保育園の活用については言及できませんが、保育園の園児さんたち、3.11のときに、私、震災救援所長をしておりまして、近隣の保育園、児童館と連携をしながら、お母</p>

<p>座長</p> <p>地域子育て支援担当課長</p>	<p>さんたちが帰ってくるのをずっと待っていたという状況がございました。そのときに、今いる園の子たちをどれだけ安全にきちんと保育していくのか。保護者の方もそういった仕事をしていらっしゃる方もいらっしゃる中で、どうしても来れない方もいらっしゃるという中で、やはりそういった保育の継続をきちっと必要なときにしていくということの重要性があるなということは、実感として感じております。</p> <p>そういったことも含めて、区としてどんなふうに対応していけばいいのかということとは検討が必要だと思いますし、併せて妊産婦と乳幼児、産婦さんというのは出産後の乳児の親ですので、やはり一緒にどういうふうに安全に過ごせるのかを、日頃の中でご自身たちがどういうふう、そういうことが起きたときに対応できるのかということを中心に考えていただけるように、普及啓発にもきちんと力を入れていくということが大事ななというふう認識しているところです。</p> <p>すみません。答えになっていませんが、そういうふう考えております。</p> <p>はい。いかがですか、ほかの方のご意見。どなたか、この点について。</p> <p>この、ちょっと話題はあれなんです、このパンフレットというカリフレット、これはあれですか、どこで配っているんですか。</p> <p>私から。すみません、着座で失礼いたします。</p> <p>こちらは保健福祉部管理課のほうで監修してくださっていて、母子保健係のほうで配らせていただいています。全部ではないんですが、妊娠届出時、昔は区民センターとかそういったところで母子手帳の交付をしていたと思うんですが、今、5か所の保健センターと区役所の3階のみで妊娠届出を受けております。ということなので、全部がゆりかご面接という形で、専門職の助産師または保健師、看護師がそこで面接をして、妊娠期、どういうふうにお産まで、病院はどういうふうに行けばいいのかですとか、出産しているときの、上のお子さんをどうするのかとか、いろいろなご相談をしている面接がございます。その際に、こちら、母と子の保健バッグの中に入れておりますので、これを出して、そして説明をさせていただいているということです。なので、妊娠届出時それから転入をしたときにもお渡ししていますので、妊婦さんがみんな見れるような形で、このパンフレットをお渡ししています。</p> <p>2年度版となっておりますが、これ、3年1月につくっているの、ほぼ3年度版ということで、最新のものとなっております。この中には、今回かなり妊産婦さんの食事のことだとか、あと、もしお産になったときどうすればいいのかですとか、かなり細かい内容を今回盛り込みました。少しでも日頃からご自身でそういったものを準備してもらったり、緊急のときはどうすればいいのか、そういったことを主治医の先生やいろんな方と相談して準備していただけるようにという思いで、このパンフレットについては、毎年、中身を新しいものにして更新していております。</p> <p>先ほどお話があったように、オンラインですとか、あとQRコードで情報がタイムリーに取れるようにといったような工夫もしてまして、もしそういった場合にはそこからすぐ情報が取れるように、そういったような工夫も入れているところです。</p> <p>以上です。</p>
------------------------------	---

座長 座長 事務局	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>どうぞ。</p> <p>区のいわゆる行政機関だけでなく、河北病院のほうにも下さいと言われて、必要枚数を配っているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
座長 事務局	<p>それは、あれですか、妊娠、出産の、産婦人科がある大きな病院ということですか。</p> <p>そうですね。河北病院の場合は産婦人科のところで配っているところなんです。</p>
地域子育て支援担当課長	<p>度々補足ですみません。産婦人科医会の先生方とは定期的な連絡会等を行っていきまして、そこで、全部の医療機関には置いていないんですけども、一応先生方には周知という形で配らせていただいています。</p>
座長 委員	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>何かご意見なりご質問があれば。</p> <p>ここに書いてある液体ミルクというのは、今年度、4年度からと書いてあるけど、大分前から言っていたんじゃないかなという感じがするんですけど。</p>
防災課長	<p>防災課長です。</p> <p>液体ミルクなんですけれども、当初、粉ミルクだけの備蓄であったんですが、やはり液体ミルクの有効性が認められたということで、資料で書かれていたのは、5か所に備蓄を始めたのが今年度からということでございました。</p>
委員 防災課長	<p>今年度って、3年度。</p> <p>3年度でございまして、区役所のほうだけでは少し前から保存はしていたんですけど、冷蔵保存が必要なものですから、冷蔵庫がある施設ということで、これまでは区役所だけだったんですが、今年度から区内の5か所のところに冷蔵庫等を設置しまして、いざ発災があったときには取りに行きやすいようにしているというところでございます。</p>
委員 事務局 座長	<p>3年度ですよ。</p> <p>すみません。3年度の間違いです。</p> <p>何か。どうぞ。</p>
地域子育て支援担当課長	<p>今気がついたんですけど、乳幼児の泣き声が鳥の「鳴き声」になっているんです。すみません、これ、「泣」という字で。すみません、これは事務局のほうで直していただければ。</p>
座長	<p>この冊子、すごく立派な情報がてんこ盛りの冊子だと思いますので、よくこれを編集して、この大きさでつくって、そして課長のご説明では、こちら、いろんなところで配られているということなので、それはそれでいいんですけども、やっぱりしっかりこれを、何とかな、読んで、自分はどういう行動をすればいいかというふうに主体的に考えるという妊産婦の方もいれば、もらって、どこか置きちゃって、全然分からないという、そういう人もいるでしょうから、やっぱり継続して注意喚起なり、例えば4か月健診とか、6か月健診があるのかどうか分からない。1年健診とか、そういうときに、もっと簡易な、災害に対しては基本的にこれとをやる必要がありますよというような、そういう簡単なチラシとか、そういった注意喚起の文書をつくって、そしてそれがいわゆるQRコードがあっ</p>



<p>地域子育て支援担当課長</p>	<p>て、そこにアクセスすれば詳しい情報が入手できるとか、そういうような工夫をして、この継続して情報を提供していくということが、1冊で、1回あげたら終わりということではなくて、そういう必要があるのではないかなというふうに思いますね、私は。</p> <p>高齢者のしおりとか障害者のしおりを見ても、分厚いから、1回もらうとどこかに置きちゃって、なかなかそれを全体的に通読するなんていうことは難しい。ハンドブックなんかはみんなそうですけども、うまく継続して、その人たちが実際の発災時に不安にならなくても生活できるような、そういう配慮というのが必要なんじゃないかな。</p> <p>これ、立派ですけどね。これ、あげたら終わりということではなくて、それを継続して何か情報提供をしていくという必要があるのではないかと思いました。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p>
<p>座長</p>	<p>4か月健診のときには液体ミルクのことがあるのでPRできていますけど、その後について、やっぱり電子媒体が今かなり進んできていますので、デジタル化の中で、何かここに入ればすぐに情報が見れるとか、タイムリーな情報が取れるようなことも、仕組みなんかもつくりながら、PRしていければいいかなというふうに考えておりますので、また所管のほうでも考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>あと、保育園の増設問題のときにすごく思ったけども、杉並区民のお母さんたちは、非常に率直に行動して、物を言いますね。保育園を増設すべきだというようなときの時代もそうでしたけども。だから、そういう、当事者にきちんと意見を聞くという必要もあるんじゃないかと。ここの今後の方向性の中に、「妊産婦への支援体制、避難場所については保健所、その他の関係機関等の意見を聴取し、」というふうに書いてある。もちろん関係機関の専門家の意見も必要だけど、お母さんたち自身が、どういう場所というか、どういうところを望んでいるのかということ、ちゃんと聞いてというか、そういうヒアリングをする必要があるんじゃないかなと。</p> <p>結構、杉並区の子育てをしている、あるいは妊産婦の人たちは、こういう場所でぜひ避難したいみたいな、まあ、それは希望はかなうかどうかは別として、あると思うので、ぜひそういう機会をつくってほしいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>どうでしょう。いかがですか。何かご意見があれば、どうぞ。</p> <p>すみません。今、乳幼児・妊産婦のための避難生活等というところで、基本的には、大規模な火災とかがないときは在宅避難をするよう呼びかけてありますとあるんですが、そこから避難所への移るタイミング、その辺が多分皆さんパニックになったり、どうしたらいいかわからないと思うんですが、その辺で何かちょっとアドバイスが何かあればいいかなと思うんですが、基本は在宅ということですよ。</p>
<p>防災課長</p>	<p>防災課長です。ご意見ありがとうございます。</p> <p>今おっしゃられたとおり、基本的には在宅で避難ができるような備蓄であるとか、家の耐震補強であるとか、家具転倒防止であるとか、食料の備蓄など、常に私どものほうでは呼びかけてはいます。</p> <p>この間の災害時の映像などで、震災があったら、もう、すぐ避難所へ行くものだと思われている方もいらっしゃるということが事実ありますので、そう</p>

<p>委員 座長</p>	<p>いったことはきちんと丁寧に説明をしていかなくてはいけないのかなというふうには思っています。</p> <p>ただ、一方で、在宅で避難生活ができるとはしても、資材が不足するとか4日目以降の備蓄がないよというときには、震災救援所のほうは登録をしていただいて、物資を取りに行っていたら、生活はご自宅でのほうが密を避けられるということもあって、そういった周知のほうはしているというところですよ。</p> <p>一方、じゃあ、火災の延焼の危険があるというようなところが、なかなか在宅にいて分かりづらいといったときのタイミングというのは、我々防災無線等を活用して、そういった場合には消防団等々と協力しながら、避難のほうは呼びかけていくというようなことを考えているというところでございます。</p> <p>震災救援所へ避難しなくても、事前に登録をしていただければ、その時々で物資を取りに来ていただく。生活するという場所でもありますけれども、活用していただくというようなことでも意識を持っていただけるとよろしいのかなというふうに思っております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>何かご意見。ご質問でも結構ですけど。</p>
<p>防災課長</p>	<p>これは、5年度に予定している地域防災計画というのは、あれですか、どういう、事務局のほうの思惑と言っちゃ失礼だけど、希望としては、どの程度のをここで載せたいと考えていらっしゃるんですか。</p> <p>まず5年度の予定ということなんですが、実は4年の春、新年度に入っただけで、今の情報ですと、東京都が新たな被害想定を今算出していて、新たな被害想定の方が出されるだろうというような情報までを私どもはつかんでいるというところ、新聞報道等でもあったところでございます。そうすると、東京都のほうは、当然4年度、東京都の地域防災計画のほうは修正すると。ただ、実はちょっとそれ以上のことは入ってこないものですが、どのくらいの規模感かというのはまだ全くつかみ切れていないんですが、通常の流れで言いますと、4年度、東京都が地域防災計画を改定したら、当然、翌年度、5年度には、杉並区、地域防災計画、それは修正する必要があるだろうというふうな形のスケジュール感ではあります。その中で、どの程度事務局のほうでという、今、座長のほうからありましたけれども、これ、私どもいろいろ見直す内容の中で、児童館、子ども・子育てプラザとか、保育園、いろんな形がある中で、どこまでというのは、今まだ検討はこれからですので、ある程度の場所のことについては考えていかざるを得ないのかなという状況です。</p> <p>すみません。ちょっと答えになっていないんですけども、具体的にはまだということになります。</p>
<p>座長</p> <p>防災課長</p>	<p>はい。東京都は東京都の地域防災計画の中で、この乳幼児親子とか妊産婦の避難について、当然、今の現状の中でも一定の計画を持っているわけですか。</p> <p>特に東京都の地域防災計画の中で、特段、乳幼児と親子、妊産婦を取り出しているということではなくて、やはり要配慮者の枠組みの中ということになっているのかなと思っています。</p> <p>それで、東京都のほうから少し言われているのは、当然10年前に出され</p>

座長	<p>た東京都の被害想定のとくと比べると、当然、耐震化率等々はこの間上がってきているわけです。ですので、新たな被害想定を出すに当たって、この間のやり取りが全くなってしまうということは多分ないだろうと。ただ、もう一つ影響があるとすると、先ほど来ちょっと話に出ておりますけど、地域によってバランスがあるんですが、やはり高齢化ですかね。この辺りがどう被害想定に表されるのかというのは、全く見えていないところですね。その辺りが、東京都からの情報を見ながら、我々のほうも対応してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>何かご意見やお気づきの点があれば。</p> <p>これから検討を進めていくということですので、今は、やはり子育てをしていく中でも、孤立化している独り親の人の抱えている、独り親の抱えている課題の中には、やはり孤立した子育てということも一つあるので、そういう人たちにうまく情報が行き渡るように、独り親の所管というのがここにいらっしゃるかどうかわからない、分からないんですけども、独り親で場合によっては生活保護を受けているとか、そういう方もいらっしゃるだろうし、だから一つの部署が、一つの所管だけがその対象者についていろいろ配慮するというよりも、いろいろ関係の機関と連携しながら、共同で、その言わば漏れがないようにやっていってほしいというふうに思います。</p> <p>これが私の意見なんですけど、何かご意見はありますか。</p> <p>(なし)</p>
座長	<p>それでは、大分時間も経過しました。いろんなご意見を頂いたということで、事務局のほうでうまく整理してもらえればと思います。</p> <p>じゃあ、一応今日の式次第に基づいた検討については以上ということで、次回についての事務局からの報告とか、あるいは連絡事項とかがありましたら、お願いします。</p>
事務局	<p>その他の事項について連絡させていただく前に、感震ブレーカーについて防災課から説明があります。</p>
防災課長	<p>すみません。手短にします。</p> <p>先ほど座長のほうからもありましたけれども、目標に向かって全力で取り組むんだということがありました。実は防災課のほうでは、この感震ブレーカーの設置、年度内1,000件の設置を目指して、この間、民生委員の会長会議であるとか町会の会議等々で、事あるごとに私どものほうでも講演させていただいておりますが、パンフレットを見ていただきますと、過去大きな地震のとき、電気関係による火災が約6割という実績でございます。阪神・淡路、東日本大震災。</p> <p>この感震ブレーカーの設置をすると、今ここにありますが、大体震災が起きたときには停電すると。そうすると、復旧するときにはガスと違って、エリア、エリアで復旧をしていきますが、そのとき例えば電気のコードが建物が倒れてショートしていたり、電気ストーブが倒れていたたり、そういうことがあって、エリアで復旧をかけてしまうと火災が起きているので、この約6割火災が起きているよということなので、避難する前にブレーカーを切って出て避難すればいいんですが、実際は停電しているので、そういったことにちょっと気が回らない状況になります。</p>

<p>座長</p> <p>事務局</p> <p>座長</p>	<p>こちらの機材のほうを各家庭のほうにつけますと、震度5以上あると、揺れると自動的にブレーカーが落ちますよというようなものを、こちらに書いてありますが、60代以上の世帯であれば無料、または障害の手帳等をお持ちの世帯については無料、それ以外については2,000円でつきますよという取組をやっておりまして、まだ、もう少し目標に届いていないものですから、今日この場で私のほうで説明させていただきました。設置されていない家庭については自己負担2,000円という形で、申込書等がついております。もしご興味があれば、または各所属している団体のほうでまた説明する機会があれば、私どもに申しつけていただければ、必要部数のほうをお送りする、またはお渡しすることができますので、我々としてもいろんなところで周知をしているんですが、この場を借りて改めて周知をさせていただきまして、もしご協力いただければ、後でお声がけいただければと思います。</p> <p>すみません。貴重な時間をありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次回の予定も含めて、事務局から何かあれば。</p> <p>はい。それでは、事務局のほうから連絡させていただきます。</p> <p>まず、本日頂きましたご意見を踏まえて、区では検討の課題の内容を整理していきたいと思っております。第二部会の検討課題につきましては、来週1月17日に部会を開催し、ご意見を頂く予定になっております。両部会の検討課題を整理したものを、3月に開催予定をしております協議会本体に報告したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、次年度の検討テーマにつきましては、事務局で整理したものをお示ししたいと考えておりますが、例年1回目につきましては、8月ぐらいに開催しておりますので、日程等につきましては、また改めてお知らせしたいと考えております。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>はい。それでは、よろしいですか。</p> <p>それでは、時間も予定の時間になりましたので、今日は2年ぶりの第一部会の、顔ぶれも少し変わった中での、皆さんからいろんな意見なり情報提供を頂きました。どうもありがとうございました。</p>
--------------------------------	---